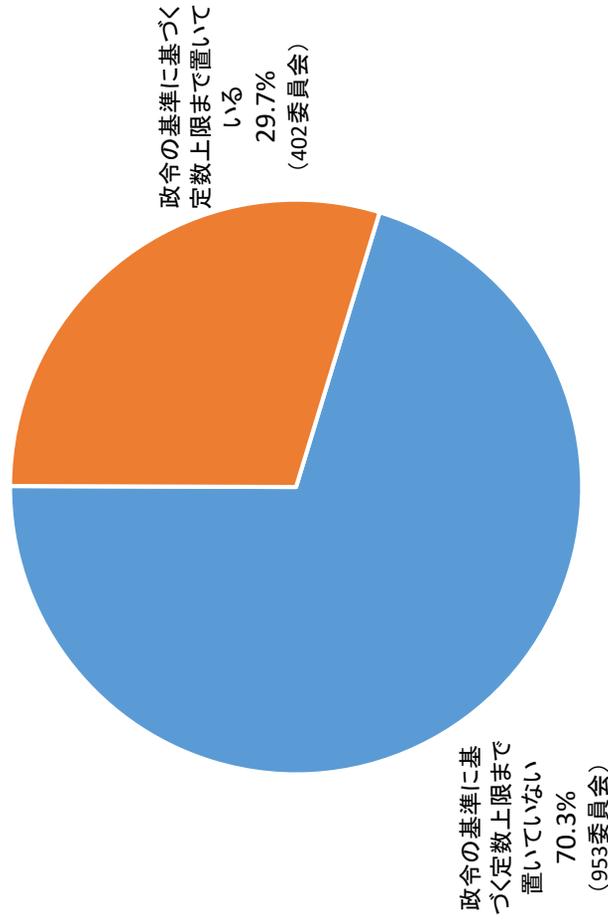


農地利用最適化推進委員の定数基準に関する調査結果

- 推進委員を設置している1,355農業委員会のうち、定数基準の上限まで設置している農業委員会は約3割（402委員会）。
- 現行の定数基準では、農地の点在等の地理的要因により、推進委員の人数が不足していると回答した農業委員会は53委員会。

推進委員の設置状況



※農林水産省調べ

定数上限に関するアンケート調査 (402農業委員会)



※支障が生じている主な理由

- 都市近郊又は中山間地域で農地が点在している
- 中山間の山奥に狭小な農地があり現場まで行きにくい等により委員の現場活動の負担が大きい。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」 に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲について

重点番号36: 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲 (経済産業省)

2020年10月16日

閣議決定に基づく検討の進捗状況

【液石法に係る閣議決定】

液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、**令和2年度中に結論を得る**。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和2年

～9月 権限委譲の可能性等について聴き取り調査等を実施。

調査

対象：政令指定都市、政令都市を持つ道府県全て（当該事務担当者）

10月 各道府県及び政令指定都市としての意向を調査。

11月～ 産業構造審議会液化石油ガス小委員会において審議。

11～12月 必要に応じて、個別に聴き取りを実施。

令和3年

3月 産業構造審議会液化石油ガス小委員会において審議（結論）

聴き取り調査の結果～権限移譲に関する現状（全体像）

- 全ての業務について権限移譲済みは6道府県、一部の業務について権限移譲済みは4県、権限移譲を行っていない県は5県である。（対象：15道府県及び20政令指定都市）

法令で定める業務：①販売事業の登録等、②保安機関の認定、保安業務規程の認可等、③貯蔵施設の設置許可等、④特定供給設備の設置許可等、⑤充てん設備の許可、検査等、⑥特定液化石油ガス設備工事事業の開始、設備工事の届出等、⑦立入検査等の業務。全ての業務とは①～⑦を指す。

権限移譲の状況		道府県-政令指定都市
1. 全ての業務について権限移譲済み。 (6道府県)		<ul style="list-style-type: none"> 北海道-札幌市 宮城県-仙台市 新潟県-新潟市 静岡県-静岡市、浜松市 大阪府-大阪市、堺市 兵庫県-神戸市
2. 一部の業務について権限移譲済み。 (4県)		<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県-さいたま市(⑤～⑦を移譲済み) 愛知県-名古屋市(⑥、⑦を移譲済み) 岡山県-岡山市(⑤、⑥を移譲済み) 広島県-広島市(⑥を移譲済み)
3. 権限移譲を行っていない。 (5県)		<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県-横浜市、川崎市、相模原市 千葉県-千葉市 京都府-京都市 福岡県-福岡市、北九州市 熊本県-熊本市

聴き取り調査の結果～全て権限移譲済みの自治体

- 全ての業務について権限移譲済みは、6道府県。

権限移譲の状況	道府県-政令指定都市
1. 全ての業務について権限移譲済み。 (6道府県)	<ul style="list-style-type: none"> 北海道-札幌市 宮城県-仙台市 新潟県-新潟市 静岡県-静岡市 大阪府-大阪市、堺市 兵庫県-神戸市

【交付金についての意見】

今回の地方分権によりあらためて全国一律に権限移譲が行われた場合、**道府県から政令指定都市への交付金**が**なくなる**ので困るという意見があった。

<北海道> 液石の特例交付金として年間700万円ほど札幌市に交付している。

<札幌市> 事務交付金がなくなると、2名体制を確保するためその他の業務も対応する必要が生じてくる可能性がある。

【その他意見】

<新潟県> 県と市、国と県できちんと連携がとれるのであれば、問題はないと考える。

<静岡県> (権限移譲については) 指導を一体的に対応ができるというメリットはあるのではないか。

<仙台市> 法令違反などがあつた場合に、どちらが対応するべきかという点で判断に迷う部分もあることから、入口と出口は統一した方が望ましい。

<浜松市> 小規模事業者は、手続きが県まで行かずに済むのはメリットだが、登録・認定の販売所を増やす場合に登録のし直しがあり、不公平感がある。事業報告の観点から、それぞれに事業報告をしなければならぬのはデメリットと考える。

聴き取り調査の結果～一部権限移譲済みの自治体(1)

- 一部の業務について権限移譲済みは、4 県。
- 主に、⑤充てん設備の許可、検査等、⑥特定液化石油ガス設備工事事業の開始、設備工事の届出等、⑦立入検査等の業務を移譲。

権限移譲の状況	道府県-政令指定都市
2. 一部の業務について権限移譲済み。	<ul style="list-style-type: none"> ● 埼玉県-さいたま市(⑤～⑦)を移譲済み) ● 愛知県-名古屋市(⑥、⑦)を移譲済み) ● 岡山県-岡山市(⑤、⑥)を移譲済み) ● 広島県-広島市(⑥)を移譲済み)

道府県側	政令指定都市側
埼玉県：①～③どちらとも言えない。 ←→ ④支障がない。	埼玉県：①～④どちらとも言えない。
愛知県：①～⑤どちらとも言えない。 ←→	名古屋市：①～⑤どちらとも言えない。
岡山県-岡山市、広島県-広島市については、 支障がある との回答。(次頁)	

<さいたま市> 事務を行っているため、この瞬間の判断は難しいが、やれと言われればやらざるをえない。移行期間は3～5年必要である。
 <名古屋市> 普段の事務を行っておらず、内容を具体的に把握しているわけではないので、判断できないが、やるということになればやれないこともない。ただし、現状は、液化石油ガス法に係る許認可、登録等の事務を行うにあたり、人員及び予算の確保が困難である。

聴き取り調査の結果～一部権限移譲済みの自治体(2)

【権限移譲についての意向（LP担当者ベース）】
岡山県-岡山市、広島県-広島市の意向は以下の通り。

	岡山県	岡山市	広島県	広島市
①販売事業の登録等	C.支障がある。	C.支障がある。	C.支障がある。	C.支障がある。
②保安機関の認定、保安業務規程の認可等	C.支障がある。	C.支障がある。	C.支障がある。	C.支障がある。
③貯蔵施設の設置許可等	A.支障がない。	C.支障がある。	C.支障がある。	C.支障がある。
④特定供給設備の設置許可等	A.支障がない。	C.支障がある。	B.どちらともいえない。	C.支障がある。
⑤充てん設備の許可、検査等	移譲済み	移譲済み	A.支障がない。	C.支障がある。
⑥特定液化石油ガス設備工事業の開始、設備工事の届出等	移譲済み。	移譲済み	移譲済み	移譲済み
⑦立入検査等	C.支障がある。	設備工事業者等への立入立入については移譲済み。	C.支障がある。	設備工事業者等への立入については移譲済み。

<岡山県> 立入検査に関しては、販売事業者保安機関への立入検査については移譲に反対。

<岡山市> 窓口が二つあることで、事業者負担になる可能性も考えられる。人員・予算措置の観点からも事務量増加によって、対応しきれない可能性が考えられる。権限移譲を受けていないものについては事務手続の内容を把握できていないため、支障が考えられると回答している。

<広島県> 販売事業者登録、保安機関認定については、都道府県単位の広域的な事務として知事が行うべきであり、政令指定都市長への権限移譲は適切ではないと考えている。

<広島市> 基本的には県と同様。事業者が求めていない。体制整備が間に合わない。消防法の立入検査もままならない状況で手が回らない。

聴き取り調査の結果～権限を移譲していない自治体

- 権限移譲を行っていない県は、5 県。道府県側は支障がないと回答、政令指定都市側は、支障がない又はどちらとも言えないと回答。

権限移譲の状況	道府県-政令指定都市
3. 権限移譲を行っていない。 (5県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県-横浜市、川崎市、相模原市 ・ 千葉県-千葉市 ・ 京都市-京都市 ・ 福岡県-福岡市、北九州市 ・ 熊本県-熊本市

道府県側	政令指定都市側
神奈川県：支障がない。 ←→	横浜市：支障がない。 相模原市：どちらとも言えない。
千葉県：支障がない。 ←→	千葉市：どちらとも言えない。
京都市：支障がない。 ←→	京都市：⑤は支障がない。⑤以外はどちらとも言えない。
福岡県：支障がない。 ←→	北九州市：①～⑤はどちらとも言えない。⑥、⑦は支障がない。 福岡市：どちらとも言えない。
熊本県：支障がない。 ←→	熊本市：支障がない。

どちらとも言えない、支障がないという回答についてコメント例

<千葉市> 先行して権限移譲した高圧法・火薬について要望していた人数より少ない体制となっており、思ったより人が確保できない実態がある。

<京都市> 現時点で権限を持ち合わせていないので、判断は難しい。消防の観点からは充てん設備等は危険物に近い処理になるため問題も少ないが、販売登録などは消防業務とは異なり慣れない。

<福岡市> 現時点で権限を持ち合わせていないので、判断は難しい。

<熊本市> 高圧法の時は3年間かけて体制を整えた。人員は1名の増員だったので、相当の対応が必要になるのではと考えている。

参考：熊本市（提案元）からのコメント：全国市長会からの募集があり、今次提案を行った。熊本県と協議を行う予定であり、全国一律の権限移譲が行われない場合でも、熊本県から権限移譲が行われる予定である。

調査結果の評価～事務の特徴と移譲実績の傾向

- 液石法の事務については、事業所の所在地の分布に依存する業務と、個々の設備の使用の本拠地・施設又は建築物の所在地での対応が必要な業務が存在する。
- 比較的事務の移譲が進んでいる業務は後者。

	事務の特徴	権限移譲の実態
①販売事業の登録等	事業所の所在地の分布に依存する業務 設備の使用の本拠地・施設又は建築物の所在地での対応が必要な業務	あまり進んでいない 比較的進展
②保安機関の認定等		
③貯蔵施設の設置許可等		
④特定供給設備の設置許可等		
⑤充てん設備の許可等		
⑥特定LPガス設備工事の届出等		
⑦立入検査等		

調査結果の評価～体制面の課題等

- 一般消費者等の保安が確保され、法令が確実に執行できる体制でなければ、法運用に重大な支障を来す。
- 権限移譲を行う場合は、体制が整うまでのタイミングを十分にとることが前提。各自治体で人と予算の要求を行い、体制が整うには、2年以上かかる。令和3年度春～夏に自治体内の担当部署に、要求して実際につくのは、令和4年度以降。引継期間1年程度（県に出向等）を経て、少なくとも体制が整うと思われる令和5年3月までの期間には必要である。

<千葉県> 申請手続きの一元化が図られることによって、申請者の負担が軽減できることから「賛成」の立場ではあるが、受け入れ側の政令市の体制が整っていることを条件としたい。

<千葉県> 先行して権限移譲した高圧法・火薬について（市の担当部署に）要望していた人数より少ない体制になっており、思ったより人がつかない実態がある。

<名古屋市> 普段の事務を行っておらず、内容を具体的に把握しているわけではないので、判断できないが、やるという事になればやれないこともない。ただし、現状は、液化石油ガス法に係る許認可、登録等の事務を行うにあたり、人員及び予算の確保が困難である。（再掲）

<相模原市> 4人で火薬高圧ガス事業、液石の4法令担当している。消防法も関係ないとはいえないが、かなり少ない人数で実施している。

今後のスケジュール

- 閣議決定のスケジュールに基づき、令和2年度中に結論を得るべく、引き続き所要の検討を進める。
- 今後、自治体としての意向を確認する（LP事務担当者からの聴き取りによる今回調査結果からの変更がありうる）とともに、事業者等、他のステークホルダーの意見を聴取し、液石小委員会において審議を行う予定。

(再掲)

74

令和2年

～9月 権限委譲の可能性等について聴き取り調査等を実施。

調査 対象：政令指定都市、政令都市を持つ道府県全て（当該事務担当者）

10月 各道府県及び政令指定都市としての意向を調査。

11月～ 産業構造審議会液化石油ガス小委員会において審議。

11～12月 必要に応じて、個別に聴き取りを実施。

令和3年

3月 産業構造審議会液化石油ガス小委員会において審議（結論）

